◎幼児の自動車同乗中の交通事故

チャイルドシートの使用は、交通事故に遭ったときの幼児の被害を軽減する効果があります。自動車に同乗中に交通事故に遭い、死傷した6歳未満の幼児のうち、チャイルドシートを使用していたものの割合は10年間で約5.6倍に増えました。この間、6歳未満の幼児が自動車に同乗中に交通事故に遭い、死亡または重傷を負う割合は、10年前（平成7年）は3・28％でしたが、平成17年は1・50％まで減っています。

◎子どもの歩行中の交通事故

子どもの飛び出しも大きな要因

歩行中の子どもが交通事故に遭ったケースについて、歩行者側の法令違反の有無をみてみると、幼児の79・1％、小学生の67・4％、中学生の49・9％で何らかの法令違反がみられます。法令違反の内容では「飛び出し」が最多で、幼児と小学生の違反の5割を超えています。

◎子どもの自転車乗用中の交通事故

対歩行者事故の増加、交差点事故が最多

小・中学生の自転車運転中における事故の8割以上が対自動車事故です。そのうちの4分の3の事故では、自転車側にも何らかの法令違反があります。

また、近年、小・中学生が自転車運転中の歩行者との事故も増えています。平成17年中は、50人の歩行者が亡くなったり重傷を負ったりしています。被害者の約6割は高齢者で、自転車を運転するときには高齢者をはじめとする歩行者に十分な配慮が必要です。

他方、小・中学生の自転車運転中の交通事故死傷者については、交差点における車両との出合い頭衝突による被害が最も多くなっています。自転車の事故の7割以上は交差点での事故であり、特に交差点では、自転車と自動車双方が安全に十分に気を付ける必要があります。

では、これまでのことをチェックポイントとして紹介します。

子どもたちが交通事故に遭わないためのチェックポイント

① 幼児を自動車に同乗させるときは、必ずチャイルドシートを使用します。ドライバーや同乗する大人も、座席の位置にかかわらずシートベルトを着用しましょう。

② 歩行中、急に道路に飛び出さない。道路を横断するときは、一度止まって安全を確認してから渡ります。

③ 自転車に乗る場合は、ルールをしっかり守り、特に交差点での横断には気を付けて運転します。また、歩道上ではあくまで歩行者優先が原則です。人通りが多い場合などは、自転車から降りて押し歩きをします。

夏休み中に、子どもたちが交通事故の被害に遭うことなく、休み明けに元気な笑顔がそろうよう、家庭や学校、地域などで交通ルールとマナーをもう一度確認しましょう。

★自転車に幼児を同乗させるときはヘルメットを着用させましょう

自転車の二人乗りは、原則として禁止されています。しかし、各都道府県では、例外として幼児用座席に6歳未満の幼児一人に限り同乗させることが認められています。幼稚園や保育所の送り迎え、買い物などで、自転車に幼児を同乗させている光景はよく見られますが、一方、自転車同乗の幼児の事故も増えています。平成17年中、自転車同乗中の幼児が被害に遭った交通事故は1,904件発生し、幼児の死傷者は2,130人（うち死者２人）に上ります。

死傷者の4割以上が交差点での車両との出合い頭事故によるものです。このほか、自転車の「駐輪時」や「発進時」の転倒などによる事故も起きています。被害に遭った幼児の43.8％は頭部を損傷しています。大きな被害を防ぐために、ヘルメットを着用させましょう。

自転車の幼児用座席に幼児を乗せる場合には、交通ルールとマナーを守ることはもちろん、「ハンドルから手を離さない」、「幼児は最後に乗せ、最初に降ろす」ことを常に実践し、同乗する幼児には「ヘルメットを着用させる」よう心がけましょう。